

○美作市スポーツ激励金支給要綱

平成 28 年 3 月 30 日

告示第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、美作市の名声を高めるとともに、スポーツ振興を推進することを目的とし、国内及び国外において開催される各種体育及びスポーツ大会に代表として出場する選手又は団体に対して、予算の範囲内において美作市スポーツ激励金(以下「激励金」という。)を支給するものとし、この激励金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 支給の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 個人種目 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者とする。

(2) 団体種目 次のいずれかの団体とする。

ア 市内を活動拠点とする団体

イ 市外を活動拠点とする団体(当該団体に所属する者のうち市内に住所を有する者に限る。)

(支給の対象となる大会)

第 3 条 激励金の支給対象となる大会は、次のとおりとする。

(1) 国民体育大会

(2) 全国高等学校総合体育大会

(3) 全国中学校体育大会

(4) 国際団体主催の国際競技大会

(5) その他市長が必要と認めた全国規模以上の大会

(申請)

第 4 条 激励金を受けようとする個人又は団体は、次の書類を本大会の 3 週間前までに市長に提出するものとする。

(1) 大会要項

(2) 予選大会の要項及び結果

(3) 選手名簿

(4) 委任状(第 3 項の規定により激励金の申請及び受領の権限を第三者に委任する場合)

(5) その他市長が指示する書類

2 激励金を受けようとする個人が未成年である場合は、その者の親権を有する者が代理して申請及び受領することができる。

3 激励金を受けようとする者は、激励金の申請及び受領の権限を第三者に委任することができる。

(激励金の支給)

第 5 条 激励金の支給は、現金又は現物により支給するものとし、現金の場合においては、

口座振替の方法により支給することができるものとする。

2 支給金額は、次のとおりとする。

(1) 個人種目 1種目当たり 10,000 円(国際大会の場合は 100,000 円)を上限とする。

(2) 団体種目 1種目当たり登録選手 10 名未満の場合 30,000 円、10 名以上の場合 50,000 円(国際大会の場合は 100,000 円)を上限とする。

3 支給対象者が、第 3 条に規定する大会において複数の種目に出場する場合は、その種目別に激励金を支給することができる。

4 市内を活動拠点とする団体に所属する者が日本代表チームに選ばれた場合又は市外を活動拠点とする団体に所属する市民の数が 2 名以下の場合は、個人出場とみなし個人種目相当額を支給する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 14 日告示第 135 号)

この告示は、公示の日から施行する。